

業務指示書

ベトナム国SDG指標6.3.1モニタリング手法構築に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 横田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月31日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：汚水処理施設の計画・管理

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、12ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする。

若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道計画・管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道計画・管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 オンサイト施設計画・管理（生活排水）】

- 1) 類似業務の経験：し尿処理及びオンサイト施設（セプティックタンク）の計画管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 事業系排水管理計画】

- 1) 類似業務の経験：事業系排水管理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月4日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
 - (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
 - (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - (5) その他 (以下に記載の経費)
6. (2) 【PART A生活系排水 (下水道施設・オンサイト施設)】
A-4 (文献調査及び聞き取り調査) (現地調査) に係る経費
6. (2) 【PART B事業系排水】 (文献調査) (実態調査) に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004997 円, US\$1 = 112.185000 円, EUR1 = 127.430000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画・管理
オンサイト施設計画・管理（生活排水）
事業系排水管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月23日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国SDG指標6.3.1モニタリング手法構築に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画・管理	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： オンサイト施設計画・管理（生活排水）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 事業系排水管理計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

2015年9月の国連総会にて採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は17のゴールと169のターゲットからなり、各国政府はSDGsに示されている各ゴールとターゲットの達成に向けた国別の進捗状況を「持続可能な開発に関する年次国連ハイレベル政治フォーラム」で毎年自主的報告を行うことになっている。

水と衛生に関連するSDGsの内、SDGターゲット6.3においては「2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。」とされており、各国の進捗状況をモニタリングするためには、統一的な指標の開発と各国で実施可能かつ統一的なモニタリング手法の検討が必要である。SDGターゲット6.3に関する指標に関しては、指標6.3.1「Percentage of wastewater safely treated」と指標6.3.2「assessment of the ambient water qualities in water bodies」が提案されている。

このうち、指標6.3.1については、世界保健機関（WHO）及び国連人間居住計画（UN-HABITAT）がモニタリング手法の検討・提案（配布資料①）を行っており、同手法の確立を目指してWHOはフィリピンにおいて既にパイロット調査を行っている。一方、JICAは同手法が途上国で実施可能な適切なものとなることを重視し、2016年から技術的な改善提案を国内関係機関とともに行ってきた。さらに、ベトナムにおいて、下水道施設整備やオンサイト施設を含む生活排水管理、事業場排水管理、流域ベースでの排水管理等、本指標と関連する種々のプロジェクトをベトナム関連省庁と連携しつつ実施しており、指標6.3.1を算定する実施可能性と意義は大きい。そのため、本指標の担当機関であるWHOとの協議を行い、途上国で実施可能かつ合理的なモニタリング手法の確立のためのパイロット調査をWHOやベトナム関連省庁と協力して実施することとなった。

2. 業務の目的

本業務は、SDGターゲット6.3「2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。」の指標6.3.1「Percentage of wastewater safely treated」に関して、WHOにより提案されている指標モニタリング手法に基づく調査を実施し、同指標の数値を試算するとともに、ベトナムでの適用可能性を考慮して同手法の検証と改善提案を行う。また、これらの検討結果を踏まえ、全世界に対して汎用性のある事項や課題、得られた教訓等について整理するとともに、他の途上国で適用する場合の留意事項についてまとめる。

3. 対象地域

ベトナム全地域（現地調査は、ハノイ市を中心とした北部を想定）

4. 業務の範囲

本調査は上記「2. 業務の目的」を達成するため、「1. 業務の背景」及び「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務方針及び留意事項

（1）WHO の指標モニタリング調査との連携

WHO ベトナム事務所が今年 7 月から 9 月にかけて、排水管理に関する制度的事項（6. 業務の内容（1）に相当）に関する現状調査を実施予定であり、本業務においてはこの調査結果を活用すること。ただし、情報が不足する場合には、WHO 側との意見交換を行いながら補完的な調査を実施し、現状についてとりまとめる。

（2）テクニカルワーキンググループ（TWG）との連携及び運営支援

本調査においては、WHO 及びベトナム関連省庁（建設省：MOC、天然資源環境省：MONRE、農業・農村開発省：MARD 等）と指標算定に必要な情報の共有や各種調査の実施等に関して連携を図る。また、本調査における情報／データ収集及び現地調査の実施においては、ローカルコンサルタントの活用を図り、地方行政機関と協力して調査を行う。

WHO が主導する形で、MOC、MONRE、MARD、JICA ベトナム事務所等からの部局からなるテクニカルワーキンググループ（TWG）が設置される予定である。TWG の想定されている機能は、調査実施を行う上での関係省庁間の調整、調査結果の確認及び意見交換等である。受注者は TWG への適時の報告を行うとともに、TWG 会合開催にあたっては、説明資料作成や議事録作成等のロジ面のサポートを行う。

（3）JICA 専門家との連携

現在ベトナム MOC 及び MONRE において本件と関連するアドバイザー専門家派遣（下水道政策）及び JICA プロジェクト（流域水環境管理能力向上プロジェクト）を実施中であり、両省に派遣されている JICA 専門家と情報の共有・連携を図りながら調査を行う。

（4）ローカルコンサルタントの活用

現状調査や現地調査に関しては、ローカルコンサルタントの活用を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な活用方法がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

（5）上記に基づいた指標モニタリング・計算手法に関する検討・提案

本業務ではベトナム国を例に SDG 指標 6.3.1 の算出方法を検討・提案を行うものであるが、本調査で得られた結果の他国への適用可能性や適用を行う場合の課題等に関して、検討を行いこれらに関する提案を行う。

なお、本業務の結果は、指標 6.3.1 のモニタリング手法確立に向けた国連の検討プロセスへの提供や国際会議での JICA による発表に用いる予定であり、指標の試算結果は 2018 年 7 月予定の「持続可能な開発に関する年次国連ハイレベル政治フォーラム」に対するベトナム政府からの報告に活用することを想定している。

(6) 調査方法について

調査の方法としては、①文献調査、②関係機関との協議及びアンケート調査、③現地調査を想定しており、6. 業務の内容にて各調査項目において想定している調査方法を記載している。本調査方法についても、より適切な調査方法が想定される場合、プロポーザルで提案すること。なお、③現地調査の実施に当たっては、調査計画案を策定し、関連省庁、WHO および JICA と十分協議・確認の上で実施すること。

6. 業務の内容

指標 6.3.1 に関する適切なモニタリング手法（情報収集・計算方法）の検討に資するために、WHO が作成しているモニタリング手法案を参照し、指標に沿ったモニタリングを行うために必要な情報及びこれら情報の収集方法の検討、収集したデータに基づいた指標計算手法の検討、収集した情報に基づいた指標の試算、指標計算に関する課題の整理・検討ならびに報告を行うべき組織に関する検討を行い、これらの検討結果に基づいて、ベトナム国で実施可能かつ合理的な指標の提案を行う。

なお、業務の内容は以下を想定しているが、本業務の受注者は、具体的な作業について、より効果的・効率的な方法があると考えられる場合は、留意事項を踏まえたうえでプロポーザルにて提案すること。

(1) 排水管理 [生活系排水（オンサイト処理・オフサイト処理）、事業場排水] に関する制度的事項（法制度、実施機関、事業内容等）の調査

ベトナム全土における排水管理に関連する法制度・実施機関・事業内容等について、以下に示す事項に関するデータや文書の収集・取りまとめを行う。なお、都市部と地方部では制度が異なっており、その差異の内容について留意して調査を行うこと。

ア 排水管理に関する政府の法律 (laws) や Decision、Decree、Circular、Resolution、他の関連規定、及び排水管理に関する設計・建設・O&M に関する基準等に関する情報の収集

イ 水質環境基準と排水基準に関する情報収集及び整理

ウ 排水管理に関連する実施機関に関する情報収集及び整理

エ し尿汚泥管理 (Fecal Sludge Management : FSM) の現状に関する情報収集
FSM については、排水管理に大きな課題を抱えている現状を把握している。そのため、ア～ウの調査の他、維持管理含めた現状の制度について調査を行うこと。

また、ベトナムの排水状況は、概ね配布資料②の概念図のとおりと考えられている。本資料を参照しつつ、本調査結果に基づき、排水実態について同様の図を作成すること。

(2) 排水に関する現状調査

(1) の調査で明らかになった排水管理制度を踏まえて、ベトナム国内の排水の状況に関する以下の調査を実施すること。

Part A 生活系排水に関する現状調査（都市部及び地方部）

Part B 事業系排水現状調査

本調査では、これらの排水現状調査についてベトナムでどのように行うことが可能かを確認すること（指標に基づく各種データの収集及び計算方法）を主目的としており、これらのデータ収集及び計算方法の妥当性の検証が不可欠であることから、主として文献調査や関係省庁からの聞き取り、アンケート調査を主としてデータや情報を収集し、試算を行うとともに課題の検討を行う。そのうえで、試算を行う上で不足するデータの収集について、現地調査で補完するものである。各 PART の調査内容は以下のとおり。

【Part A 生活系排水（下水道施設・オンサイト施設）】

A-1. 生活排水発生量の調査

ベトナム全国を対象とした生活排水量の把握のため、一人一日水使用量、上水給水記録、井戸水使用量等に関連するデータや情報を収集する。WHO による先行調査、文献調査及び先方とのヒアリング等を通じて収集を行い、情報収集の方法を整理するとともに、収集が困難な事項について、その状況及び理由をとりまとめる。

A-2. 下水道施設

生活排水発生量のうち、下水処理場に搬送される下水量の把握を行う。基本情報として、MOC 等から提供される情報及び文献調査をもとに、必要な場合には各地方の下水処理施設の管理者へのアンケート調査やヒアリングを実施し、処理計画水量とあわせて現状の排水収集状況（実際の流入水量、下水道接続戸数等）を収集し、整理する。なお、適切な運営管理といった、下水道施設による排水処理に関する課題等がある場合は、その状況についても取りまとめること。

A-3 集合住宅等に設置される分散型処理システム

集合住宅等に設置されている分散型処理システムの排水の状況について情報を収集すること。また、後述する事業系排水との重複に留意する。

A-4. セプティックタンク

生活排水のうち、セプティックタンクに接続されている生活排水量（セプティックタンク排水がしゃ集方式に等により最終的に処理場に搬送されているものを除く）の全国レベルでの把握及び計算手法の検討を行う。また、本処理方式における課題をとりまとめる。

本調査では、セプティックタンク設置数、セプティックタンク使用家庭数・使用人口等に関する情報やデータを収集し、セプティックタンクで処理される下水量の把握・計算手法について文献調査及び関係者・ベトナムの有識者との意見交換を行うこ

とにより検討する。調査方法は以下の通りを想定しているが、追加できる調査方法があればプロポーザルにて提案すること。

(文献調査及び聞き取り調査)

- ア セプティックタンクの構造基準の有無、設置の状況。また、し尿処理を基本と考えているが生活雑排水の処理の有無を確認する。また、流入量と流出量について情報の収集を行う。
- イ セプティックタンクの管理状況 (GIZ) により実施されている調査内容 (配布資料③) も参照すること)

(現地調査)

セプティックタンクの処理

性能評価、及び生活排水におけるし尿と雑排水の汚濁負荷量等を把握するため、以下の現地調査を実施する。また本調査にあたっては、ローカルコンサルタントを活用するとともに、現地のセプティックタンク規制当局や適切な現地機関と連携を図ること。

ア セプティックタンク設置及び使用状況調査

調査実施家屋居住者氏名、資料採取日時、直近のセプティックタンク汚泥引き抜き時期、スカム・汚泥等堆積状況、セプティックタンク設置個所、セプティックタンク構造基準。

セプティックタンクに接続しているトイレの使用人数、雑排水流入の有無、上水使用量、一人一日水使用量 (L/人/日)、一人一日当たり汚濁負荷量。

イ セプティックタンクの流入水及び流出水の調査

流入水及び流出水にかかる以下の項目を含む排水実態調査を行う。

流量 (連続計測が望ましい)、(BOD, T-SS, COD, T-P, T-N, Temperature, pH)

セプティックタンクへの流入水と流出水の時間的流量変動があるため、現地調査の実施にあたっては、コンポジットサンプルや、連続流量計測/定期的試料採取等による流量変動の影響を受けないような手法を用いて、セプティックタンクの処理性能評価やし尿及び雑排水の汚濁負荷量調査の実施を検討する。

- ウ 前記調査結果に基づいてセプティックタンク処理性能 (BOD・COD・SS・T-N・T-P に関する各除去率)、及びし尿・雑排水それぞれに関する 1 人 1 日当たり汚濁負荷量 (BOD・COD・SS・T-N・T-P) の検討を行う。なお、本調査で得られた情報をとりまとめ、既存の文献等における関連データや調査結果と比較を行う。

セプティックタンクの流入水に関しては、し尿と雑排水を分離してサンプルを採取すること。また、セプティックタンク流出水に関しては、以下に示す 2 種類のセプティックタンクについてサンプルを採取すること

- ・し尿と雑排水を同時に処理しているセプティックタンク

・し尿のみを処理しているセプティックタンク

セプティックタンクの処理性能は、セプティックタンクの構造、汚泥引き抜き頻度等に大きく影響されると考えられる。このため、ベトナムにおけるセプティックタンク設置数、構造・施設容量、処理タイプ（し尿のみ処理するタイプ、し尿と雑排水を両方処理するタイプ）、設置後経過年数、汚泥引き抜き頻度、セプティックタンク処理性能等に関する情報収集や文献調査等に基づいた事前検討を行い、本調査を実施するための最適な都市と現地調査個所を検討し、JICA と協議のうえ実施すること。また、現地調査を行う前に、対象調査家屋、サンプル方法、流量／水質測定方法、調査スケジュール等に関する現地調査計画書調査計画案を取りまとめ、JICA 及び WHO と協議を行い確認すること。

なお、現地調査個所は、都市部・地方部あわせて、ハノイ市及び周辺地域を対象に100カ所程度を想定している。同調査結果を基に、全国規模のセプティックタンク排水実態を推定することを想定している。ただし、ハノイ市及び周辺地域を対象とした調査では不十分と考える場合は、サイト追加の可否について JICA と協議する。また、現地調査対象は、調査開始後の変更も考えられることから、その場合には JICA と協議を行い、変更することも可とする。

本現地調査の実施に当たっては、汚水と直接接触することのないように衛生面に関して配慮するとともに、硫化水素等の有害ガスの影響を受けないよう安全対策を十分行うこと。

A-5 他のオンサイト処理施設

生活排水のうち、セプティックタンク以外のオンサイト施設に接続されている生活排水量、及びいずれのオンサイト衛生施設にも接続されていない人口（これらオンサイト施設がしゃ集方式等により最終的に処理場に搬送されているものを除く）の状況を把握する。なお、本事項に該当する排水は、現在までの調査で限定的と確認されている (<https://www.wssinfo.org/>) こともあり、本排水のモニタリングの必要性について WHO 及び JICA と協議しながら検討を行う。

【PART B 事業系排水】

（文献調査）

事業場から排出される汚水排水量・汚濁負荷量・汚濁削減量等について、情報収集及び情報収集方法／指標計算方法の検討を行う。

本調査は、指標設定後に適切なモニタリングが行われていくことを念頭に、ベトナムで現状定められている制度や今後制定が予定されている制度と一致した形で行うこと。本事項に関しては、現在、JICA において「流域水環境管理能力向上プロジェクト」(Project for Strengthening Capacity of Water Environmental Management in River Basin) を実施中であり、このプロジェクトの中で、発生源インベントリ (Pollution Source inventory : PSI) に関する法律文書が作成される予定である。

このため、本調査は、前述の JICA プロジェクトで作成中の PSI に関する法律文書案を参考に行われることが求められる。

なお、事業系排水のうち、ホテルや政府系機関、デパート・スーパーマーケット、市場、飲食店、共同住宅などは、ベトナムでは生活排水に関する国家技術基準（QCVN14:2008/BTNMT (OCVN14)）により処理が規制されているが、収集した情報が生活系排水と重複していないか確認し、整合性に留意すること。

また、上記に含まれないその他の排水（畜産排水等）に関して、文献調査及び先方関係機関との協議により、汚水生成量・汚濁負荷量・汚濁削減量等について、情報収集及びこれら情報把握方法の検討を行う。

（実態調査）

文献調査を踏まえて確認されたベトナム側の制度に基づき、ハノイ市及び周辺の省から 2 地域（1 市 1 省、計 2 地域。）を対象に、MONRE 及び省天然資源環境局（DONRE）の協力を得ながら、事業系排水の実態調査を以下の通り行う。

ア プロジェクト対象地方省の選定

TWG において MONRE、その他関係機関と協議を行い、対象省の選定を行う。

イ ハノイ市及び対象地方省における対象事業場の選定

MONRE 及び DONRE が把握している事業系排水情報を参照しながら、ベトナム政府機関が排水状況を把握すべき対象事業者をすべて抽出する（一省あたり 100 事業場、計 200 事業場を想定）。同情報は、ベトナムにおける事業者分類に基づいて収集することが可能である。また事業系として QCVN14 で対象となる事業者の状況についての情報収集を行う。これらの事業系排水の情報の状況を確認し、収集することが困難な状況があれば課題として取りまとめる。

ウ 対象事業場の排水状況のデータ収集

イでリストアップした事業場のすべてに対してアンケート調査を実施し、汚水排水量・汚濁負荷量・汚濁削減量・処理方法等の排水管理状況を確認する。データ収集方法は、「流域水環境管理能力向上プロジェクト」で検討されている制度やフォーマットを活用した形で行うこと。また、収集されたデータについて整理を行ったうえで、対象地方省 DONRE や MONRE と協議を行い、データ検証作業を行うこと。

エ 事業系排水情報収集の課題の取りまとめ

制度としては、各事業者が DONRE、MONRE への報告を行うことが制度化されているが、実施には課題を有している。現地調査を通じて得られた、情報収集の課題について整理し、とりまとめること。

(3) 指標 6.3.1 に関するモニタリング手法と具体的な計算方法の提案

前述の Part A と B に関する調査結果に基づいて、ベトナムにおける指標 6.3.1 に関するモニタリング手法（情報収集・計算方法）について、以下の事項に関して整理し、ベトナム政府が今後継続的に行うことのできる具体的な指標計算手法について提案を行うとともに、今後解決すべき事項について検討を行い、今後の方向性について提案を行う。

- ア 安全に処理された汚水の定義、及び生成された汚水量と安全に処理された汚水量を求めるための適切な方法、そのために必要な情報やデータ、これら情報の収集方法、収集したデータを用いた指標の計算方法
- イ 安全に処理された汚水量を求めるための課題

ウ 上記課題解決のための手法

(4) ベトナムにおける指標 6.3.1 の試算

(1) (2) の調査の結果得られた情報やデータ等を下記の表を参考に整理し、(3) で提案された計算方法に基づき、ベトナム全国に関する指標 6.3.1 について計算を行い、試算結果について、報告書に記載すること。計算に当たり、必要となる情報のすべてが得られないため仮定を設けた場合（現地調査対象地域の調査結果を全国に外挿する、等）には、これらの仮定を明記するとともに、安全に処理された汚水の定義及び仮定の設定方法により試算結果に差が生じる場合には、いくつかのケースについて試算すること。

参考: モニタリング指標算出のための総括表 (案)

汚水源	総汚水排出量 (m ³)	処理施設を通過した処理汚水量 (m ³)	処理施設を通過した安全に処理された汚水量 (m ³)	表流水に直接放水された汚水量 (m ³)	再生処理水 (m ³)
生活系排水 (都市部)					
生活系排水 (地方部)					
商業系					
産業系 (有害)					
産業系 (その他)					
その他					
合計					

注) 生活系排水（し尿と雑排水）に関する処理施設は、下水道施設（し尿と雑排水を処理）・セプティックタンク（し尿のみ処理するタイプと、し尿と雑排水を処理するタイプ）・他のオンサイト施設からなることに留意すること。

(5) 他の途上国への適用可能性の検討

上記で提案した手法に関して、全世界に対して汎用性のある事項や課題、得られた教訓等について整理するとともに、他の途上国で適用する場合の留意事項についてまとめること。また、これらの検討結果を踏まえ、WHOにより提案されている手法（配布文書①参照）の改善案を提案すること。また、JICA等による国際協力案件におけるSDGsに関するデータ収集や各種案件における指標の反映／活用方法に関する提言をまとめる。

7. 成果品等

本業務における最終成果品は最終報告書にとりまとめ、2018年3月に提出する。その他に業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 報告書等

ア インセプション・レポート

提出時期：2017年10月

提出部数：和文1部、英文1部、CD-R1枚

イ インテリム・レポート

提出時期：2017年12月

提出部数：和文1部、英文1部、CD-R1枚

ウ ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2018年2月

提出部数：和文1部、英文1部、CD-R1枚

エ ファイナル・レポート

分量：50頁程度

提出時期：2018年3月

提出部数：和文5部、英文10部、CD-R1枚

オ 収集資料一式

(2) 報告書の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナルレポートは簡易製本とし、ファイナル・レポートについてのみ製本する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年9月より国内事前準備を開始し、同月以降に現地調査（ベトナム）を実施する。なお下記工程は目安であり、現地調査や時期はプロポーザルで提案すること。

項目／期間	2017年				2018年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排水管理に関する制度的事項の調査	■						
現地調査の準備（対象選定・調査票作成）			■				
現地調査			■				
指標モニタリング・計算手法に関する検討・提案					■		
成果品提出	▲ WP			▲ ITR		▲ DFR	▲ FR

2. 業務量目途と業務従事者の構成

（1）業務量目途：

全体：約9M/M

（2）業務従事者の構成

総括／下水道計画・管理（3号）

オンサイト施設計画・管理（生活排水）（3号）

事業系排水管理（4号）

注）調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。なお、評価対象団員の経験としては、具体的に下水道計画・管理に関わった経験を有することが望ましい。

（3）現地傭人

業務従事者の補助として、現地での傭上を検討すること。あわせて、業務内容についてプロポーザルに記載すること。

3. 配布資料及び参考資料

（1）配布資料

①WHO “Proposed Protocol for Step-by-Step Monitoring Methodology for SDG Indicator 6.3.1: Proportion of wastewater safely treated”

②ベトナムでの排水実態状況概念図

③GIZ 調査報告書

(2) 参考資料

WHO と UNICEF がとりまとめた、「Water Supply と Sanitation」にかかる情報が以下の HP から収集可能である。

https://www.wssinfo.org/documents/?tx_displaycontroller%5Bregion%5D=&tx_displaycontroller%5Bsearch_word%5D=viet&tx_displaycontroller%5Btype%5D=country_files

3. 現地再委託

【PART A 生活系排水（下水道施設・オンサイト施設）】（文献調査及び聞き取り調査）（現地調査）【PART B 事業系排水】（文献調査）（実態調査）については再委託して実施することを認める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

4. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当現地の治安状況については、JICA 事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ること。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

